

2008年8月30日

神奈川県知事 松沢成文 様  
神奈川県環境影響評価審査会会長 山下充康 様

鎌倉市民フォーラム  
代表

**武田薬品工業株式会社研究所建設事業案(以下、同事業)に係る要望**

貴職の県政へのご尽力に感謝申し上げます。

現在、武田薬品工業株式会社(以下、同社)は、鎌倉市と藤沢市(藤沢市村岡東二丁目26番地1号)に位置する旧湘南工場敷地に新たな研究施設の建設を予定しています。15棟の実験施設には、多種類の薬品類、放射性同位元素、遺伝子組み換え生物、将来的には感染性の強い病原体も扱うP3レベル施設3棟や実験動物の焼却場などが含まれています。

特に懸念されるのは、実験施設からの排水・排気・廃棄物・実験動物の焼却などにより、病原体などの有害物質や悪臭が周囲に拡散し、市民が生活上、健康上の被害を受ける危険性があることです。

よって、下記の措置を講じて頂きたく要望します。ご回答は文書にてお願いします。

(1) 県の基本スタンスについて

県民の生命と健康、安全な生活環境の保持を最優先課題として、バイオハザードリスクの高い同事業案を十分に検証し、対処すること。

- ・ 放射性同位元素(RI)、遺伝子組み換え生物などを用いるP3レベル実験施設については、ハザードリスクが極めて高いため、当該地への立地を見合わせるよう要請すること。  
(同社は茨城県つくば市にP3レベルの実験施設を既に保有している。)
- ・ 同社は、「将来的に、感染症治療等に係る創薬研究を実施する可能性は否定できない」としている。住宅、医療・福祉施設が密集する当該地においてP3レベルの病原性の強い微生物を扱う研究は断固阻止すること

参考資料:BSL(生物危険度)と主な病原体 (出典 朝日新聞 2008年3月14日)

レベル4	エボラウイルス、天然痘ウイルス、ラッサウイルス、マールブルグウイルス
レベル3	ペスト菌、結核菌、炭疽菌、SARSコロナウイルス、黄熱ウイルスなど
レベル2	コレラ菌、O157、日本脳炎ウイルス、インフルエンザAウイルス
レベル1	ワクチン株(天然痘ワクチン除く)

注)2008年4月の法改正で高病原性鳥インフルエンザがレベル3に追加された。

## (2)神奈川県環境影響予測評価(環境アセスメント)について

- ・公聴会開催についての周知が不徹底であった。今後、周知方法を改善すること。
- ・現在進行中の環境影響予測評価については、藤沢市、鎌倉市、横浜市や県民からの意見書、公聴会での意見などを最大限尊重すること。
- ・同社の予測評価書案には、条例規定の19の評価項目中9項目(水質汚濁、地盤沈下、文化財、気象など)が含まれていない。同事業に係る環境影響評価としては不備であり、やり直しを求める。
- ・昭和55年に制定された神奈川県環境影響評価条例は、バイオハザードリスクについての評価項目を規定していない。同事業については同項目の追加を同社に求めること。条例の評価項目の見直しを行うこと。
- ・排気・排水・廃棄物などの評価項目については下記の点に留意すること。

### (排気)

同社は、P3 実験室では、「バイオハザード対策用クラスⅡキャビネット」と同等の機能を有するものを設置し、排気はHEPAフィルターを通した後に排出することにより微生物の漏出を防止としている(「新研究所における環境安全対策について」2008.6.2)。

しかし、HEPAフィルターは3ミクロン以上の微生物の99.97%しか除去できない。0.3ミクロン以上の微生物の0.03%は通過し、外部に常時排出されるということである。3ミクロン以下の粒子の微生物については漏出を全く防止できない。実験では病原性の高い微生物、放射性同位元素、遺伝子組み換え生物が扱われるため、各種のバイオハザードが危惧される。

同社の3キロ圏内は人口密集地であり、医療・福祉・教育施設も多い。このような場所にP3実験室が立地することの是非についてバイオ実験技術や危機管理の専門家の判断を仰ぐこと。

### (排水)

同社は、P3実験室の排水について、「重金属・有機溶媒系の廃液は徹底して分別し、その他の排水は滅菌処理を行い、排水貯留層を経て水質管理の後、公共下水道に放流する」としている。

公共下水道で処理できない有害物や菌類が排水に混入した場合、川や海を汚染することになる。同事業の排水は事業所内で安全処理し、施設内で循環・再利用するよう指導すること。

### (廃棄物)

実験施設から出る廃棄物は全て(研究者が身に付けるものを含む)滅菌処理が必要である。

### (3) 自主管理マニュアルについて

神奈川県バイオテクノロジー環境安全管理指針に基づき、同社から藤沢市への自主管理マニュアルの提出を求める。バイオハザードリスクの重大性に鑑み、リスク圏内にある藤沢市、鎌倉市、横浜市の指導の下、同社が詳細な自主管理マニュアルを作成し、3市に提出するよう求めること。

### (4) 同社との安全協定と第三者委員会について

同社は「環境に関する基本原則を理念とし、レスポンシブル・ケア活動を行う」と明言している。P1、P2レベルの研究所を了とする場合でも、同社、住民、自治体(藤沢市、鎌倉市、横浜市、神奈川県)の三者による安全協定を締結し、情報公開、抜き打ちの立ち入り検査などが行えるようにすること。

また同社は、「第三者を含む、客観的に施設・運営の安全性評価ができる委員会等の設置を検討する」としている。同委員会に、第三者として、住民や自治体の代表を加えるよう同社を指導すること。

### (5) バイオハザードを回避するための法令整備について

医薬の進歩のために研究は必要ではあるものの、放射性同位元素、遺伝子組み換え生物、感染性の高い病原菌などを扱う研究所の立地については、人為ミス、地震などの災害に伴う事故の可能性を考慮して選定されなければならない。バイオハザードが周辺の住民や生物に及ぼす多大かつ深刻な影響を考えると、法令による適切な立地規制が必要である。

バイオハザードを回避するために、吹田市条例、茨木市指針、高槻市訴訟などを参考に、神奈川県バイオテクノロジー環境安全管理指針を見直し、条例を制定すること。

また、海外の法令を参考に、市街地におけるバイオ施設立地規制強化のための法令を整備するよう国に働きかけること。